

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
地域低炭素化出資事業に係る出資委員会設置規程

平成25年7月8日

GF規程第20号

改正 平成26年6月18日 GF規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構（以下「機構」という。）定款第28条第1号に掲げる理事会の職務のうち、地域低炭素化出資事業に関するものを適正に実施するため、地域低炭素化出資事業に係る出資委員会の設置並びに任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域低炭素化出資事業 地域低炭素化出資事業実施要領（平成25年6月5日環政経発第1306052号。以下「要領」という。）2. に定める事業をいう。
- 二 対象事業者 要領2.（1）の要件を満たす事業を行う事業者をいう。
- 三 対象事業活動支援団体 要領2.（2）の要件を満たすものをいう。

(設置)

第3条 定款第28条第1号に掲げる理事会の職務のうち、地域低炭素化出資事業に関するものを適正に実施するため、理事会に、地域低炭素化出資事業に係る出資委員会（以下単に「出資委員会」という。）を設置する。

(任務)

第4条 出資委員会は、定款第28条第1号に掲げる理事会の職務のうち、地域低炭素化出資事業に係るもの（年度ポートフォリオマネジメント方針の決定を除く。）であって、出資及びエグジットまでの一連の行為に関することについて、理事会の委任を受けて職務を遂行することを任務とする。

(所掌事務)

第5条 出資委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 年度ポートフォリオマネジメント方針の案の作成に関すること。
 - 二 機構が年度ポートフォリオマネジメント方針の範囲内において行う地域低炭素化出資事業に係る出資及びエグジットまでの一連の行為の対処方針の決定に関すること。
 - 三 機構が年度ポートフォリオマネジメント方針の範囲内において行う地域低炭素化出資事業に係る出資の実行の決定に関すること。
 - 四 機構が地域低炭素化出資事業として出資契約を締結した対象事業及び対象事業活動支援団体に関し、対象事業等の遂行状況について報告を受け、理事会に報告すること。
 - 五 地域低炭素化出資事業に係る出資その他重要な事項に関する審査委員会への諮問に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地域低炭素化出資事業に係るものであって、出資に関すること。
- 2 出資委員会は、前項の事務の適正な遂行において必要があると認めるときは、理事会での助言を求めることができる。

(組織)

- 第6条 出資委員会は、代表理事及び機構の役職員のうちから理事会が出資及びエグジットまでの一連の行為に関する判断を適切に行うことができると認めて選任する委員をもって組織する。なお、委員のうち少なくとも1名については、地域低炭素化出資事業に係る出資規程（平成25年7月8日 GF 規程第18号）第10条各号に定める出資契約締結後の手続きに関する事務を担当する役職員から選任する。
- 2 出資委員会の長は、委員長とし、代表理事をもって充てる。
 - 3 委員長は、会務を総理する。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 出資委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員は、委員長に対し、議案を示して、出資委員会の招集を請求することができる。
 - 3 出資委員会は、委員長及び全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。この場合において、第7項の規定により書面によって議決権を行使する委員は、出席者とみなす。ただし、委員にやむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

- 4 出資委員会の議事は、議決権を有する委員長及び委員（第7項の規定により書面によって議決権を行使する委員を含む。）の全員一致をもってこれを決する。
- 5 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員長又は委員及び当該議案を提出した委員は、議決に加わることができない。
- 6 前項の規定により議決に加わることができない委員長又は委員の数は、第2項に規定する議決権を有する委員の数に算入しない。
- 7 出資委員会に出席できない委員は、書面によって議決権を行使することができる。この場合において、当該書面には、原則として議案ごとに可否及び意見を記載し、出資委員会の開催時まで当該書面を委員長に提出するものとする。
- 8 委員長に事故がある場合の第1項から第3項まで及び前項の規定の適用については、第6条第4項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

（会議内容の公表及び非公表）

第8条 出資委員会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第9条 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を開示し、漏洩し、又は自ら使用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（議事録）

第10条 出資委員会は、次の各号に掲げる事項について記載した出資委員会議事録を作成し、保管するものとする。

- 一 出資委員会の開催の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事の内容
- 四 その他必要な事項

（出資委員会の運営）

第11条 この規程に定めるもののほか、出資委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員長が出資委員会に諮って定める。

（改正）

第12条 この規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

附則

この規程は、平成25年7月12日から施行する。

附則（平成26年6月18日GF規程第15号）

この規程は、平成26年6月18日から施行する。